

減免制度の見直しについて

1. 減免制度の現状と改正の考え方

法及び条例・規則により、入居者からの申請に基づき、減免承認を行っている。

令和5年度より、減免事業による国の交付金が廃止されることもあり、公営住宅と民間賃貸住宅との家賃の差額や、他市の状況などを考慮し、制度の見直しを行う。

◎ 令和2年度末 現年度市営住宅使用料調定額

175,731千円

◎ 令和2年度 減免額合計

19,660千円

◎ 令和2年度 社交金交付額

8,707千円

団地別の減免状況

団地	夏季		冬季		減免額合計
	件数	減免額	件数	減免額	
柏陽	18	692,000	17	688,300	1,380,300
恵央	29	2,453,900	28	2,820,500	5,274,400
桜町	48	3,367,600	49	3,893,600	7,261,200
若草	4	319,800	4	319,800	639,600
旭	22	1,394,200	18	1,288,200	2,682,400
福住	5	342,500	4	339,000	681,500
有明	4	235,500	4	282,000	517,500
寿第一	6	361,500	7	417,600	779,100
寿第二	2	29,800	1	18,600	48,400
恵み野南	3	224,400	2	171,600	396,000
計	141	9,421,200	134	10,239,200	19,660,400

減免率を現行の1/2にした場合

団地	夏季	冬季	変更後減免額合計
	変更後減免額	変更後減免額	
柏陽	349,100	347,200	696,300
恵央	1,230,700	1,413,800	2,644,500
桜町	1,687,500	1,970,800	3,658,300
若草	160,200	160,200	320,400
旭	684,100	648,600	1,332,700
福住	172,200	170,400	342,600
有明	118,100	141,600	259,700
寿第一	181,900	219,200	401,100
寿第二	15,200	9,600	24,800
恵み野南	112,200	85,800	198,000
計	4,711,200	5,167,200	9,878,400

◎ 他市の状況

他市減免率

保護基準比	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	
恵庭市	0.9	0.8					0.6	0.4	0.2		
千歳市	0.6～	0.5									
北広島市	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1						
石狩市	0.8					0.5	0.2	0.1			
室蘭市	1.0					0.8	0.5	0.2			
釧路市	1.0					0.8	0.5	0.4	0.3		

2. 今後のスケジュール

令和4年2月	市営住宅運営委員会協議
3月	素案作成
6月	常任委員会報告
7月	市営住宅運営委員会協議
8月	規則改正
令和5年4月	実施

公営住宅法

(家賃の決定)

第16条第4項

事業主体は、第1項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

第5項

前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

恵庭市営住宅条例

(家賃の減免又は徴収猶予)

第19条

市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

恵庭市営住宅条例施行規則

(家賃の減免基準)

第14条

条例第19条の規定により家賃の減免を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第19条第1号に該当する場合

ア 生活保護法に基づく被保護世帯については、家賃月額と住宅扶助月額との差額の範囲内において減免を行う。

イ アに準ずる生活困窮者については、次に掲げる表の左欄に定める区分に応じてそれぞれの右欄に定める率を当該家賃に乗じて得た額の範囲内において減免を行う。

当該世帯の月収総額が生活保護法による当該世帯の最低基準生活費に対する割合	減免率
0.500以内の場合	0.9
0.500をこえ1.075以内の場合	0.8
1.075をこえ1.150以内の場合	0.6
1.500をこえ1.225以内の場合	0.4
1.225をこえ1.300以内の場合	0.2